

(文書での質問)

- 第12条 議員は、重要かつ緊急なものについて、閉会中に議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができるものとする。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。
- 2 前項の文書による質問及び回答は、原則として公開するものとする。

議員が市長等に対して正式に質問を行うことができるのは、会期中の「議案への質疑」と「一般質問」に限られていました。そこで閉会中に重要で緊急的な事案が発生した場合は議長を経由して文書による質問をすることができるようにしたものです。

第2項では、文書による質問と回答はホームページで公開することとしています。

(自由討議による合意形成)

- 第16条 議会は、本会議及び委員会における議案の審議及び審査にあたり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けた自由討議等を通じて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。
- 2 議員は、議員相互間の議論により、積極的に政策、条例及び意見書等の提案に努めるものとする。
- 3 議長は、市長等に対する会議への出席要請を必要最小限にとどめるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

これまで本会議や委員会においての話し合いは、市長等への質問が中心で、議員同士の話し合いがされてきませんでした。そこで合意に向けた議論を公開し、責任ある表決と市民への説明を行うために、議員間で自由に議論をする機会を多く設けることとしています。

第2項では、議員の間で話し合いを行って、積極的に政策等を提案していくよう努力することとしています。

第3項では、市長をはじめとする職員への出席要請は、第1項のことから答弁に必要な最小限にとどめることとしています。

(議会改革)

- 第26条 議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、議会改革に継続的に取り組むものとする。
- 2 議会は、前項の議会改革に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置するものとする。

議会改革を一時的なものにしないため、常に取り組むための組織として議会改革推進会議を設置するものとしています。

(理念の浸透・見直し手続)

- 第27条 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。
- 2 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。
- 3 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

議会を構成する議員が替わっても条例の理念浸透のため、関係法令を含め研修することとしています。前条の議会改革推進会議を中心に、この条例の目的が達成されているかを検証することとし、第3項で、改正が必要と認められるときは、議会基本条例をはじめとする関係条例等の改正を行うことを定めています。



古紙を配合した再生紙
を使用しています